

# 新しい被保険者証（保険証）を送付します

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証は、8月1日に更新となります。7月中旬ごろから、順次郵送しますので、届きましたら内容のご確認をお願いします。

## 8月1日からは、新しい被保険者証で受診してください。

※新しい被保険者証の有効期限は令和2年7月31日です。

### 国民健康保険の「被保険者証」

- 記載されている内容に間違いがないか確認してください。
- 被保険者証は1人1枚です。全員分が届いているか確認してください。

- 70歳から74歳の方は、高齢受給者証の記載（赤字部分の記載）があります。

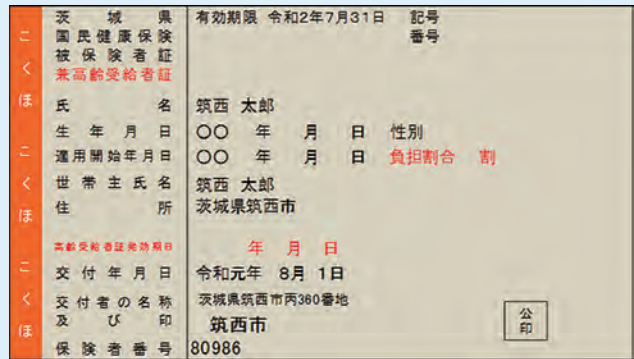
#### 社会保険などに加入したときや世帯主、住所が変更になるときは・・・

国民健康保険証と加入された健康保険証の両方を持参し、国保の喪失手続きを行ってください。

世帯主、住所が変更となる場合も、世帯全員の国民健康保険証を持参し、変更手続きを行ってください。

#### 就学や施設入所のため住民票が筑西市にないときは・・・

在学、入所証明書などを持参し、手続きを行ってください。

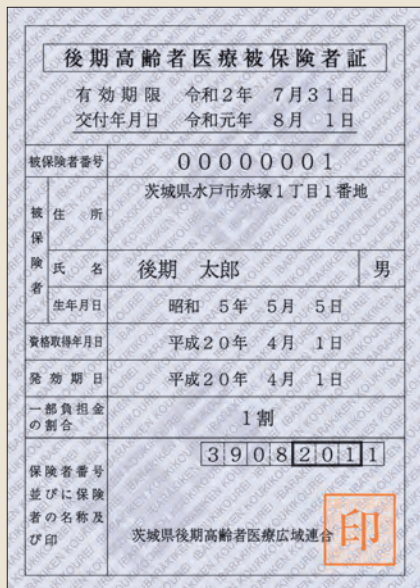


※国保の各種届出などの手続きは、世帯主が申請者となります。世帯主以外の方が手続きをする場合には、委任状が必要です。

※各種届出などには、窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバー（個人番号）が分かるものが必要となります。届出の内容によって持参いただくものが異なりますので、詳細は問い合わせてください。

☎医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

### 後期高齢者医療の「被保険者証」



新しい被保険者証は紺色です

#### 65歳以上で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人（生活保護受給者を除く）が被保険者となりますが、次の①～④のいずれかに該当する場合、申請することにより、認定を受けた日から被保険者となることができます。

- ①障害年金1級又は2級
- ②身体障害者手帳1～3級又は4級の一部（音声機能又は言語機能障がい、下肢障がいのうち両下肢のすべての指を欠くもの・一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの・一下肢の機能の著しい障がい）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級
- ④療育手帳マルA又はA

☎医療保険課（本庁1階） ☎24-2103 ☎県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213